

湯浅町農業委員会の委員および 湯浅町農地利用最適化推進委員を募集します！

お問合せ先

産業観光課（17番窓口）

☎64・1128

募集する委員

1 農業委員候補者

(1) 定員 9人

(2) 任期

平成29年7月20日～

平成32年7月19日

(3年間)

(3) 報酬額等

地方公務員法第3条

第3項第2号に規定

する特別職の非常勤職

員で、「湯浅町特別職

の職員の給与並びに旅

費及び費用弁償に関す

る条例」の規定に基づ

き報酬を支払います。

2 農地利用最適化推進

委員候補者

(1) 定員 6人

(下表の区域ごとに1人)

募集方法

1 応募資格

農業に関する見識を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に關しその職務を適切に行うことができる者で、農業委員選任予定日においても該当するもの。

(1) 湯浅町に住所を有する者を基本に、町外に住所を有する者も妨げない。
(2) 湯浅町の職員でない者

2 応募方法

所定の推薦申込書又は応募申込書に所要事項を記入し、期間内に湯浅町農業委員会事務局へ提出してください。

*応募申込書・推薦申込書は、農業委員会

3 応募期間

平成29年3月13日(月)～
平成29年4月11日(火)

4 提出先及びお問合せ先

〒643-0002

湯浅町大字青木668

番地1

湯浅町役場2階

産業観光課内

湯浅町農業委員会事務局

☎0737・64・1128

☎0737・63・4150

(役場開庁日の8時30

分から17時15分まで

提出をお願いします)

窓口で配布。または、湯浅町のホームページからダウンロードできます。

町長メッセージ

町民の皆様へ

湯浅町長 上山章善



長い冬が終わり、だんだん春の日差しが感じられるように差する季節、卒業式シーズンがやってまいりました。

毎年、学業を修められた学生たちが、夢と希望を胸に立派に巣立っています。卒業生は、豊かな自然と歴史文化が息づく町並み、温かく成長を見守ってくださった心優しい方々といった素晴らしい環境の中で、貴重な経験を積むことができましたと思います。湯浅ならではの創意工夫を活かした特色ある教育が、今後、必ずやどこかで役に立つときがあると確信しています。新しい門出を迎え

る大勢の方々の前途を心から祝福したいと思えます。

また、今月19日に春の訪れを告げる風物詩である「紀州湯浅のシロウオまつり」を開催いたします。毎年好評をいただいているシロウオ漁体験やおどりぐいなどを予定していますので、皆さまお誘い合わせのうえ、お越しいただければ幸いです。

さて、本町は、醤油発祥の地として知られており、昨年末に東京のみより大手ホテルにおいて、醤油のシンポジウムを開催し、その内容が1月25日の読売新聞に掲載されたところですが、和食プー

ムとあいまって世界中に広まっている醤油醸造文化の強みをさらに活かすため、大相撲大阪場所千秋楽において、幕内優勝力士に対して醤油樽をモチーフとしたトロフィーを授与することとしました。

このように、日本の国技である相撲など様々な取組みと連携して、本町が持つ魅力を広く発信してまいりたいと考えています。

寒暖を繰り返し春に近づいていきます。季節の変わり目、お体には十分お気を付けてお過ごしください。

お問合せ
住民環境課住民係
(3番窓口)
☎64-1102

住民票の写し等の第三者交付に係る 本人通知制度

第三者による住民票等の不正な取得を防ぐために

湯浅町では、住民票や戸籍謄本などを第三者等に交付した場合に、あらかじめ登録された方（以下「登録者」といいます）に、交付した事実をお知らせする制度を実施しています。

この制度を利用するためには事前の登録が必要です。なお、交付した事実の内容を詳しくお知らせするものではありませんので、制度を十分ご理解のうえ登録してください。

登録者のうち、希望される方に証明書を発行します。
手数料は300円です。

(証明書には、交付年月日、交付書類の種別・通数を記載。)

(*) 第三者等とは、第三者と、住民票関係では本人または本人と同一世帯の方の代理人、戸籍関係では、本人、本人の配偶者、直系親族の方の代理人をいいます。

*湯浅町ホームページに、本制度について掲載しておりますので、ご覧ください。

本人通知制度の流れ

- 事前登録
住民環境課住民係で登録受付(平日8:30～17:15)
- 役場から第三者等^(*)へ住民票・戸籍謄本等の交付をしたら、役場から登録者へ交付した事実を文書で通知
- 証明書の発行